



# 三重県公報

平成30年9月25日（火）

第 3043 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
618	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
619	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
620	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	2
621	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	( 同 )	2
622	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	3
623	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
624	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	3
625	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	( 同 )	3
626	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	4
627	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	( 漁 業 環 境 課 )	4
628	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
629	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	6
630	同件	( 同 )	7
<b>公 告</b>			
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	8

告 示
-----

**三重県告示第 618 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
田中内科	津市久居新町 867-2	平成 30 年 8 月 1 日
中川歯科医院	津市久居新町 766-20	平成 30 年 7 月 28 日
アクア薬局桜島店	鈴鹿市桜島町 4-3-8	平成 30 年 9 月 1 日
健やか薬局明和店	多気郡明和町斎宮北野 3726-1	平成 30 年 9 月 1 日
訪問看護ここよ	津市八幡町津 2526 番地 4	平成 30 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション ホームケア・こたつ	四日市市富田一色町 9-15	平成 30 年 4 月 1 日

**三重県告示第 619 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
武藤外科胃腸科	松阪市嬉野小村町 522 の 2	むとうクリニック	平成 30 年 6 月 1 日
ヨナハ訪問看護ステーション	桑名市星見が丘 7 丁目 121	桑名市江場 776-5	平成 30 年 8 月 11 日
上野訪問看護ステーション“伊いね”	伊賀市上野東町 2922-4-1	伊賀市上野田端町 918 番地 2	平成 30 年 7 月 17 日
訪問看護ステーションくす	四日市市楠町北五味塚 24 番地 サニーコート 102 号室	四日市市楠町北五味塚 77 番地 1	平成 30 年 7 月 1 日

**三重県告示第 620 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
田中内科	津市久居新町 867-2	平成 30 年 7 月 31 日
阿児産婦人科	三重郡川越町豊田 285-2	平成 30 年 7 月 31 日
中川歯科医院	津市久居新町 766-20	平成 30 年 7 月 27 日

**三重県告示第 621 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人小塚産婦人科	桑名市矢田 419-1	平成 29 年 3 月 1 日

**三重県告示第 622 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
田中内科	津市久居新町 867-2	平成 30 年 8 月 1 日
中川歯科医院	津市久居新町 766-20	平成 30 年 7 月 28 日
アクア薬局桜島店	鈴鹿市桜島町 4-3-8	平成 30 年 9 月 1 日
健やか薬局明和店	多気郡明和町斎宮北野 3726-1	平成 30 年 9 月 1 日
訪問看護ここよ	津市八幡町津 2526 番地 4	平成 30 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション ホームケア・こたつ	四日市市富田一色町 9-15	平成 30 年 4 月 1 日

**三重県告示第 623 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
武藤外科胃腸科	松阪市嬉野小村町 522 の 2	むとうクリニック	平成 30 年 6 月 1 日
ヨナハ訪問看護ステーション	桑名市星見が丘 7 丁目 121	桑名市江場 776-5	平成 30 年 8 月 11 日
上野訪問看護ステーション “伊いね”	伊賀市上野東町 2922-4-1	伊賀市上野田端町 918 番地 2	平成 30 年 7 月 17 日
訪問看護ステーションくす	四日市市楠町北五味塚 24 番地 サニーコート 102 号室	四日市市楠町北五味塚 77 番地 1	平成 30 年 7 月 1 日

**三重県告示第 624 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
田中内科	津市久居新町 867-2	平成 30 年 7 月 31 日
阿児産婦人科	三重郡川越町豊田 285-2	平成 30 年 7 月 31 日
中川歯科医院	津市久居新町 766-20	平成 30 年 7 月 27 日

**三重県告示第 625 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
-----------	-----	-------

医療法人小塚産婦人科	桑名市矢田 419-1	平成 29 年 3 月 1 日
------------	-------------	-----------------

**三重県告示第 626 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 29 年 8 月 2 日 第 65 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 ドリームファームズスカ	代表取締役 吉澤 道彦	鈴鹿市柳町千原 1530 番地 3

3 変更内容

農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
尾和 明洋	██████████	もみ（飼料用もみ）、玄米	K2427173

**三重県告示第 627 号**

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名称	区 域
特定の 香良洲加入区	香良洲漁業協同組合の地区

**三重県告示第 628 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー伊賀上野店 / コメリ書房上野店

伊賀市小田町字瓜谷 696 番 1 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名 称	所在地
アテナ上野店・宮脇書店上野店	伊賀市小田町字瓜谷 696 番 1 ほか

（変更後）

名 称	所在地
-----	-----

(仮称) ラ・ムー伊賀上野店 / コメリ書房上野店	変更なし
---------------------------	------

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
株式会社ムービータイム	鈴鹿市末広南一丁目 1 番 1 号	捧 雄一郎

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司

(4) 店舗面積

(変更前) 3,395 ㎡

(変更後) 3,132 ㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐輪場	台 数	位 置
駐輪場	22 台	縦覧による
合 計	22 台	

(変更後)

駐輪場	台 数	位 置
駐輪場 1	63 台	縦覧による
駐輪場 2	31 台	縦覧による
合 計	94 台	

イ 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	96.76 ㎡	縦覧による
荷さばき施設 2	88.70 ㎡	縦覧による
合 計	185.46 ㎡	

(変更後)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	180.00 ㎡	縦覧による
荷さばき施設 2	88.70 ㎡	縦覧による
合 計	268.70 ㎡	

ウ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

廃棄物保管庫	容 量	位 置
--------	-----	-----

廃棄物保管施設 a	16.20 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 b	12.00 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	28.20 m <sup>3</sup>	

(変更後)

廃棄物保管庫	容 量	位 置
廃棄物保管施設 a-1	7.50 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 a-2	12.90 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 b	12.00 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	32.40 m <sup>3</sup>	

## (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 11 時
株式会社ムービータイム		

(変更後)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 11 時
大黒天物産株式会社	24 時間	

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

## ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき施設可能時間帯
荷さばき施設 1 及び 2	午前 6 時から午後 5 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき施設可能時間帯
荷さばき施設 1 及び 2	午前 6 時から午後 10 時まで

## 3 変更年月日

平成 31 年 5 月 1 日

## 4 変更理由

アテナ上野店の建替えを行うため

## 5 届出の日

平成 30 年 8 月 31 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 9 月 25 日から平成 31 年 1 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）MEGAドン・キホーテ上地店  
伊勢市上地町字川西 3118 番地の 1 ほか 62 筆
- 2 伊勢市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 9 月 25 日から同年 10 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 630 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）トライアル伊勢店  
伊勢市小俣町本町 341 番地
- 2 伊勢市から聴取した意見
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
    - ア 店舗に進入する車により、市道小俣 32 号線が渋滞しないようにすること。特にオープン時等、多くの来店者が想定される場合には、交通誘導警備員を配置し、周辺道路の安全対策及び混雑緩和に努めること。
    - イ 徒歩等で来店する方が、市道小俣 32 号線の横断歩道がないところで横断しないよう対策を講じること。
    - ウ 市道小俣 32 号線のカーブ区間に乗り入れ口が設置される計画となっているので、カーブミラーの設置等交通安全対策を講じること。
    - エ 乗入れ口の幅及び位置等については、伊勢市都市整備部維持課と協議すること。
  - (2) 騒音の発生に係る事項  
稼働時間帯が深夜までの営業となることから、青少年が夜遅く来店することが予想される。店内、敷地内及び近隣地域での不審者には特に注意すること（小中学生は、21 時 00 分以降の子どもだけの外出は禁止している。）。
  - (3) 廃棄物に係る事項
    - ア 施設からの事業活動に伴って生じた廃棄物に関しては、市の一般廃棄物収集によらず、事業者の責任において自ら処理すること。
    - イ 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。
  - (4) その他の事項
    - ア 市道小俣 32 号線沿いに設置する駐車場乗入れ口部分の側溝については、横断側溝に入れ替えること。  
また、これに伴う道路工事施行承認申請書を伊勢市都市整備部維持課に提出し、承認を受けること。ほかに、道路を加工する場合も同様の手続を取る。
    - イ 本出店に伴い市道小俣 32 号線に埋設管等の占用を行う場合は、道路占用許可申請書を伊勢市都市整備部維持課に提出し、許可を受けること。
    - ウ 計画地の雨水排水方法等については、伊勢市都市整備部維持課と協議すること。

エ 店舗付近の道路は小俣小学校及び小俣中学校の通学路に指定されているので、工事を行う際、午前7時00分から午前8時10分まで、工事車両の通行等について、必ずガードマンを配置し、児童生徒の安全を最優先に配慮すること。

オ 下校時刻は児童・生徒によって違うが、登校時と同様、安全の確保を行うこと。午後2時30分から午後6時30分まで特に注意すること。

カ 土日・休日・長期休業日に工事がある場合も部活動等があるため、同様の安全対策を図ること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成30年9月25日から同年10月25日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

<b>公 告</b>
------------

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成30年8月31日に終了した旨、津市長から通知がありました。

平成30年9月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業地域

津市芸濃町椋本



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---